

平成23年度国土交通省 税制改正要望について

平成22年11月2日
国土交通副大臣 池口 修次

○目次（今回説明する事項）

○ 平成23年度国土交通省税制改正要望のポイント	 2
○ 平成23年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	 3
I. 成長戦略促進税制	
○我が国国際航空企業の国際競争力強化のための航空機燃料税の 税率の 引き下げ	 4
○対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 （トン数標準税制）の拡充	 5
○国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特例措置の創設	 6
○国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の港湾経営会社等が取得等した荷さばき 施設等に係る特例措置の延長及び拡充	 7
○海外インフラプロジェクト準備金（仮称）の創設	 8
○大都市の再生に係る課税の特例措置の創設等	 9
II. 地球温暖化対策・関連税制	
○地球温暖化対策のための税に係る特例措置の創設	 10
III. 安全・安心セーフティネット関連税制	
○住宅のリフォーム工事（バリアフリー・省エネ）をした場合の税額控除の延長	 11
○地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備	 12
○条件不利地域における工業用機械等に係る特別償却制度の新設・拡充・延長	 13

○平成23年度国土交通省税制改正要望のポイント

今回の要望事項数・減収額等

①要望事項数

合計 68事項

新規要望・・・20事項

拡充要望・・・15事項

延長要望・・・25事項

検討事項等・・・8事項

②減収見込額

53,508百万円(新規・拡充分)

③廃止縮減額・事項数

57,476百万円(19事項)

④ペイ・アズ・ユー・ゴー原則との整合性(②－③)

整合(3,968百万円の増収)

○平成23年度国土交通省税制改正要望（主要項目）

I. 成長戦略促進税制

1. 海洋・航空分野

- ① 国際競争力強化のため航空機燃料税の引き下げ、外航海運に係るトン数標準税制の拡充
- ② 国際コンテナ戦略港湾、国際運輸基盤(外航船舶、国際線航空機)、物流効率化施設(インランドポート等)に係る特例措置の創設・拡充等
- ③ 持株会社の設立による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設等

2. 国際展開・官民連携分野

- ① 海外インフラプロジェクトのリスクに備えるための準備金制度の創設
- ② コンセッション方式導入等 P P P / P F I 事業のための税制措置の創設等

3. 住宅・都市分野

大都市再生税制の創設等（特定都市再生緊急整備地域（仮称）での特例措置の創設、都市再生・まち再生促進税制の拡充等）

II. 地球温暖化対策・環境関連税制

1. 地球温暖化対策税（仮称）におけるモーダルシフト等の推進、公共交通の利用促進に資する事業等に係る特例措置の創設

2. 省エネ・グリーン化の推進

- ① 下水汚泥の利活用設備等を取得した場合の特例措置の創設、緑化施設整備計画認定に係る緑化施設のうち壁面部分についての面積算出方法の変更による特例措置の拡充等
- ② 電気自動車の充電装置等燃料等供給設備及び省エネ鉄道車両に係る特例措置の延長、スーパーエコシップ等に係る特例措置の拡充等
- ③ 通勤交通のグリーン化を促すため、交通用具常例使用時の通勤手当非課税制度の適正化

III. 安全・安心・セーフティネット関連税制

1. 地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備

離島の船舶・航空機、地域のバス・鉄道に係る負担軽減措置の拡充等

2. 離島地域等の振興と地域の自立活性化

- ① 離島地域等の振興に係る特例措置（離島等における工業用機械等の特別償却等）の拡充等
- ② 「地域の志ある資金」の新たな担い手によるコミュニティ活動への投資促進税制の創設

3. 住まいの質の向上

- ① 住宅のリフォーム工事（バリアフリー・省エネ）をした場合の税額控除の延長、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長
- ② サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制の拡充等、バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長

4. 水害対策の推進

雨水貯留浸透施設設置に係る特例措置の延長

IV. 検討事項要望

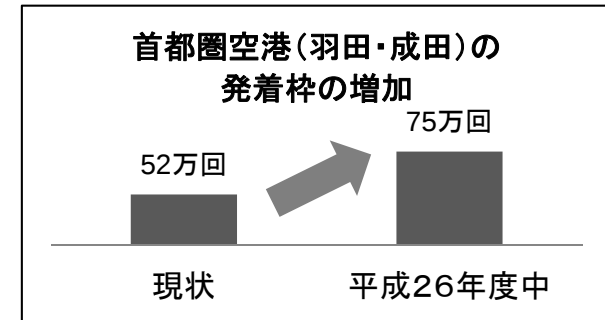
観光立国推進のためのホテル・旅館の建物の固定資産評価方法、輸出物品販売場における輸出免税取引制度の見直しの検討 など

※ 昨年の政府税調において議論があった離島における揮発油税のあり方については、政府税調全体の議論として引き続き検討

※※ 平成22年度税制改正大綱で見直しを検討することとされた新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、堅持することが必要

1. 我が国航空企業を取り巻く状況

- ・ オープンスカイの推進
 - ・ 首都圏空港容量の拡大
- ➡ 航空大競争時代へ
- ・ 一方、我が国の国際競争力は低下
(我が国航空会社の輸送シェアは
6%(平成元年)から3%(平成18年)に半減)



2. 我が国航空企業を取り巻く課題への対応

- ・ 集中改革の実施
 - 一 航空会社の自己改革
 - 一 航空行政の改革の推進
- ➡ 官民挙げての我が国航空会社の競争力強化

3. 税制改正要望の内容

- ・ 航空機燃料税の引き下げ
(世界的に見て希有な税制)
- ・ これに逆行する航空券連帯税の
導入反対

【各国の航空機燃料税(キロリットあたり)】

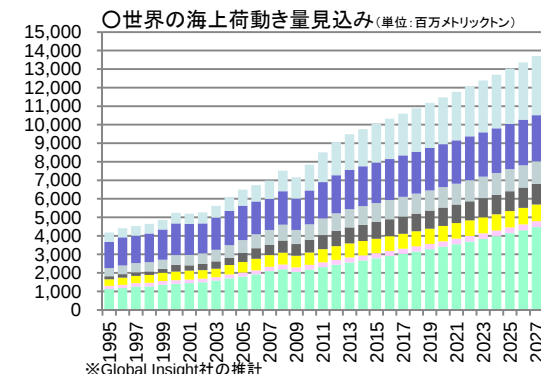
日本	米国	英国	韓国	タイ	シンガポール
26,000円	1,075円	なし	なし	なし	なし

	現 行	要 望
本則	26,000円/キロリット	15,000円/キロリット
沖縄路線	13,000円/キロリット	7,500円/キロリット
離島路線	19,500円/キロリット	11,250円/キロリット

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充（法人税）

1. 外航海運を取り巻く状況

- ・世界の海上荷動き量は過去10年間で年平均4%の伸び
一方、日本商船隊の輸送シェアは低下(15.5%(H1)→11.3%(H20))
 - ・外航海運は世界単一市場
 - ・海外でのM&A進展による寡占化
 - ・経済安全保障確立の観点から自国籍船の確保を加速化させる必要
- 国際的な激しい競争



2. 外航海運を取り巻く課題

- ・新成長戦略の「日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化」の早期実現
- ・ライバルの海運先進国に劣後するトン数標準税制
c.f.ライバル国では国際競争力と安定輸送の両方を実現するため自国籍船以外もトン数標準税制の対象
日本は4%の自国籍船のみ対象→競争に劣後すると海外に本社移転の恐れ→経済安全保障にも打撃

3. 税制改正要望の内容

トン数標準税制とは、**実際の利益ではなく、船舶のトン数を基準とした一定の「みなし利益」に課税**する仕組み。

現行対象船舶

- ① 日本の船舶運航事業者が運航する外航日本籍船

拡充対象船舶

- ② 上記①に加え、
日本の船舶運航事業者の**海外子会社**が所有し当該事業者が運航する**外国籍船**を対象に追加(①の隻数の3倍の隻数を上限)

○(参考)主要国のトン数標準税制の比較

国名	トン税適用範囲	自国籍船比率要件
日本	日本籍船	-
デンマーク	全船	1:4
フランス	全船	1:3
ドイツ	全船	1:3
オランダ	全船	1:3
ノルウェー	全船	なし
イギリス	全船	1:3
韓国	全船	1:5

1. 取り巻く状況

(国際航空)

- ・ オープンスカイの推進及び首都圏空港容量の拡大による航空大競争時代への突入

(外航海運)

- ・ 年4%で拡大する世界の成長産業。一方で競争の激化により日本の世界シェアは低下

2. 取り巻く課題

(国際航空)

- ・ 燃費効率の良い新型機材導入の促進による競争力の強化
- ・ 世界的に見て稀有な税制である航空機に対する固定資産税

(外航船舶)

- ・ 製造業等の国内立地を支える日本商船隊へのコスト競争力のある船舶の供給促進
- ・ 世界的に見て稀有な税制である外航船舶に対する固定資産税

B787型機材



機材更新の効果 (B767→B787)
約20%の燃費効率改善

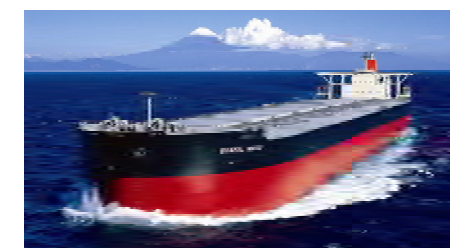
3. 税制改正要望の内容

(国際航空)

- ・ 国際線航空機に対する特別償却制度を創設 (特別償却率: 30/100)
- ・ 国際線航空機に対する固定資産税を非課税化

(外航海運)

- ・ 特別償却制度を創設
(特別償却率: ①日本籍船30/100、②外国籍船16/100)
- ・ 外航日本籍船の固定資産税を非課税化



日本商船隊へのコスト競争力のある
船舶の供給促進

国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の港湾経営会社等が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税、都市計画税）

1. 我が国港湾を取り巻く状況

- ・中国、韓国、シンガポール等の台頭が著しく、我が国港湾の地位低下
- ・国際競争力の回復のため、港湾経営の民営化の方針を打ち出すとともに、本年8月に、阪神港及び京浜港を国際コンテナ戦略港湾に選定

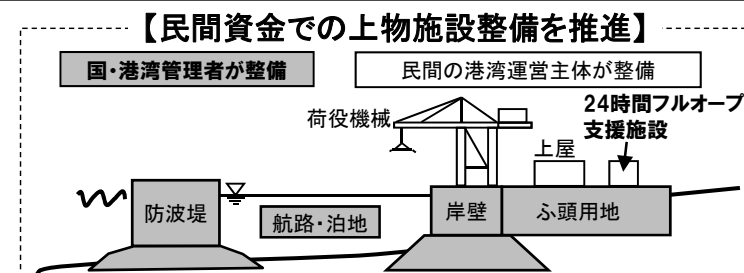
出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL YEARBOOK 1982, 2010
March 2010 CONTAINERISATION INTERNATIONALをもとに国土交通省港湾局作成
[注] 外内貿を含む数字 ()内は2008年の順位 ※の取扱量は2008年の数字

【我が国港湾の相対的地位の低下】

1980年コンテナ取扱量 (単位: 万TEU)	港名	取扱量	2009年コンテナ取扱量推計値 (単位: 万TEU)	港名	取扱量
1	ニューヨーク	1,851	1 (1)	シンガポール	2,587
2	ロッテルダム	1,900	2 (2)	上海	2,500
3	香港	1,460	3 (3)	香港	2,098
4	神戸	1,460	4 (4)	深圳	1,825
5	高雄	980	5 (5)	釜山	1,195
6	シンガポール	920	6 (8)	広州	1,119
7	サンフランシスコ	850	7 (6)	ドバイ	1,112
8	ロングビーチ	830	8 (7)	寧波	1,050
9	ハンブルク	780	9 (10)	青島	1,026
10	オークランド	780	10 (9)	ロッテルダム	974
12	横浜	720	26 (24)	東京	374
16	釜山	630	36 (29)	横浜	280
18	東京	630	— (39)	名古屋	※282
39	大阪	250	— (44)	神戸	※256
46	名古屋	210	— (50)	大阪	※224

2. 我が国港湾を取り巻く課題

- ・民営化の推進による「民」の視点での低コストで効率的な港湾運営の推進
- c.f. 公営時に非課税であった固定資産税等の税負担が民営化により新たに発生

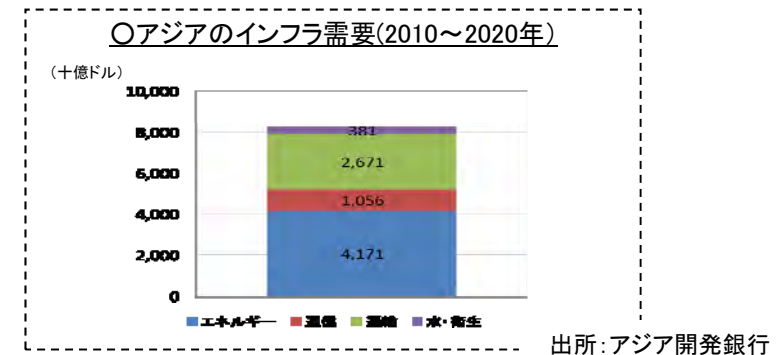


3. 税制改正要望の内容

- ・民間の経営主体が無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等（上物施設）
→ 固定資産税・都市計画税1/2（取得後無期限）、対象埠頭：コンテナ、フェリー・RORO
- ・上記のうち、埠頭運営の一体化・24時間化に取り組むターミナルにおける荷さばき施設等（上物施設）
→ 固定資産税・都市計画税1/4（取得後無期限）、対象埠頭：コンテナ、フェリー・RORO

1. 海外インフラ市場の状況

- ・アジア等では今後膨大なインフラ需要が見込まれる。
（アジアだけでも向こう10年間で8兆ドル（約650兆円）の需要）
- ・アジア等の成長の果実を取り込むため、
事業者の海外展開を強力に支援することが必要。
（新成長戦略実現会議：菅総理指示）



2. 海外インフラプロジェクト獲得の課題

- ・海外インフラプロジェクトについては、厳しい受注競争を勝ち抜くため、諸外国はあらゆる施策を総動員。
- ・大規模海外インフラプロジェクト※は**リスクが大きく**、受注企業が大きな損失を被る可能性大。 ※海外インフラプロジェクト：水、高速道路、高速鉄道、港湾等を想定。

3. 税制改正要望

- (1) 海外インフラプロジェクトを受注する法人が損失に備えるため準備金として積み立てた金額を損金算入する。（契約金額の1%）
- (2) 海外インフラプロジェクトを行う法人に出融資する法人が損失に備えるため準備金として積み立てた金額を損金算入する。（出融資額の30%）

大都市の再生に係る課税の特例措置の創設等

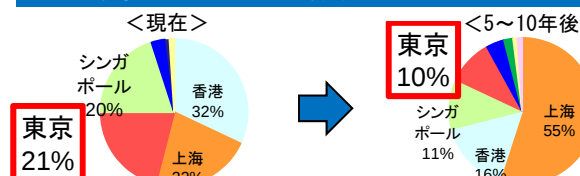
(所得税、法人税、登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税)

1. 我が国の大都市を取り巻く状況

- 国際的な都市間競争の激化

上海、シンガポール等の急成長
我が国の大都市の地位の低下

東京のビジネス中心都市としての地位の低下



※数値は、アジアで働くビジネスパーソンがビジネスの中心都市と回答した割合

【出典】森ビル(株)「2006年アジアビジネスパーソン意識調査」

2. 国の経済の牽引役となっている大都市再生の必要性

- 経済波及効果が大きい民間都市開発プロジェクトへの税制支援の継続が必要不可欠

他の施策と相まって、10年間で約9兆円の民間建設投資 → 約24兆円の経済波及効果 → 約2.5兆円の税収増・145万人の雇用増

国全体の成長を牽引し、魅力が高く世界に発信可能な都市拠点の形成

3. 税制改正要望

①事業者が土地取得

特定都市再生緊急整備地域(仮称)*に係る課税の特例措置(創設)

* 都市の国際競争力強化につながる特別の地域を指定

(地方税)

・不動産取得税
課税標準控除 (2/3控除)

②事業者が建築物を建設

赤字は都市再生促進税制と比較し、深掘りとなっている部分

(国税)

・法人税、所得税
割増償却 (5年間50%)

・登録免許税
軽減税率 (1.5/1000<本則4/1000>)

(地方税)

・不動産取得税
課税標準控除 (2/3控除)

・固定資産税、都市計画税
課税標準控除 (5年間2/3)

都市再生促進税制(拡充・延長)

(地方税)

・不動産取得税
課税標準控除 (1/5控除)

(国税)

・法人税、所得税
割増償却 (5年間50%)

・登録免許税(*)
軽減税率 (3/1000<本則4/1000>)

(地方税)

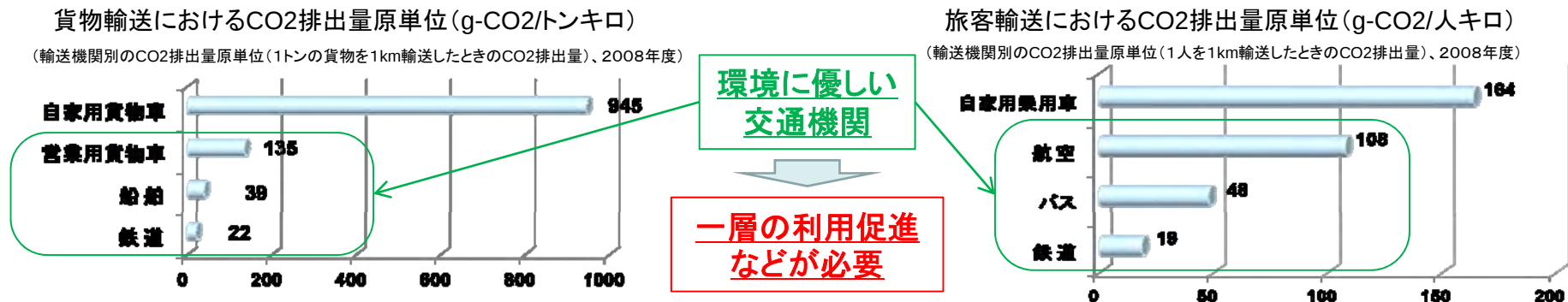
・不動産取得税
課税標準控除 (1/5控除)

・固定資産税、都市計画税
課税標準控除 (5年間1/2)

(*)認定から「3年以内」の建築要件を「5年以内」に緩和

1. 地球温暖化対策のための税創設についての課題

- 地球温暖化対策を強力に推進するため、**環境にやさしい交通体系の実現**が不可欠



- 一方、税の導入により、環境にやさしいモーダルシフト、公共交通機関の担い手に対する**影響大**
- 既に同様の税を導入している**北欧諸国等環境先進国では、公共交通機関等に対して免税等を措置**

	デンマーク	スウェーデン	イギリス	ドイツ	フランス
運輸部門に対する減免措置	船舶・航空・鉄道・バスは免税	船舶・航空・鉄道は免税	- 船舶・航空は免税・還付 - 運輸部門は対象外 (気候変動課徴金)	- 船舶・航空は免税 - 鉄道・バスは還付等	- 船舶・航空は免税 - タクシー・商業用トラック・公共交通機関等は還付

2. 税制改正要望の内容

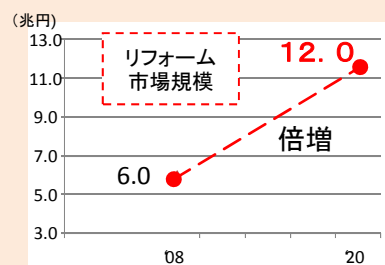
地球温暖化対策のための税 (地方環境税を含む) の導入に当たっては、

- モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の貨物流通の効率化、公共交通機関の利用促進に資する事業等を使用される燃料等に対し、**免税等の措置を講じること**。
- 使途については、モーダルシフト等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、省エネ投資等に**優先的に活用すること**。

1. 住宅リフォーム市場の状況と課題

- ・本特例は、リフォーム市場の規模の倍増、エコ住宅の普及、バリアフリー改修促進などを掲げる政府の新成長戦略(6/18閣議決定)の実現に不可欠。
- ・制度創設時と変わらぬ極めて厳しい経済状況が続き、累次の経済対策を実施している中で本特例を改廃することは、わが国経済や住宅市場に悪影響を与えるおそれ。
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(9/10閣議決定)
「住宅については、引き続き、各種税制の活用を図る」

【リフォーム市場の現状と目標】
(新成長戦略)



【月例経済報告(抄)】
(平成22年10月)

総論
(我が国経済の基調判断)
景気は、このところ足踏み状態となっている。また失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。

住宅のバリアフリー化・省エネルギー化の現状と目標

省エネルギー化

一定の省エネルギー対策※を講じた住宅ストックの比率	現状	目標(H27)
	21%	40%

※: 全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること

バリアフリー化

高齢者居住住宅のバリアフリー化率		現状	目標(H27)
④ 専用部分 住戸内	一定のバリアフリー化(A又はB)	36.9%	75%
	高度のバリアフリー化(ABC全て)	9.5%	25%

A: 手すり(2か所以上)、B: 段差のない屋内、C: 廊下幅が車いす通行可

2. 税制改正要望の内容

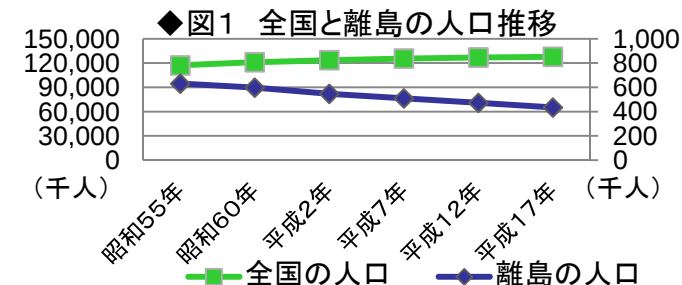
○住宅のリフォーム工事(バリアフリー、省エネ)に係る特例措置

一定のバリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、工事費等の10%を所得税額から控除等(平成21年度創設)

○上記特例措置を2年延長する。

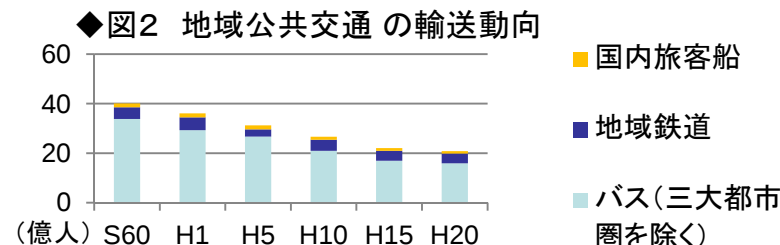
1. 地域社会と地域交通を取り巻く状況

- ・ 65歳以上の人口は2010年に総人口の23%、2030年には32%に迫る見込み
- ・ 地方部を中心にバスや鉄道の路線縮小・廃止が相次ぐ
- ・ 離島等条件不利地域においては地理的制約が大きく、全国平均を上回る人口減少や高齢化が進行



2. 地域の自立・活性化のための課題

- ・ 経営が厳しい中、離島の命綱たる航路・航空路の維持や、地域の人々の暮らしを支える路線バス・鉄道を守り育てることが必要不可欠



3. 税制改正要望の内容

- ・ 離島・地域の交通機関維持のための固定資産税等の大胆な負担軽減

■固定資産税

離島航路事業用船舶

(要望) 非課税

(現行) 5年度分1/6
その後5年度分1/3

離島航空路線就航機

(要望) 非課税

(現行) 3年度分1/3
その後3年度分2/3
〈小型機 1/4、1/2〉

鉄道の安全性向上設備

(要望) 10年度分1/4

(現行) 5年度分1/2

■自動車重量税、取得税

乗合バス

(要望) 非課税
〈地域内路線への拡大〉

(現行) 非課税
〈広域的・幹線的路線〉

1. 地域社会を取り巻く状況

- ・離島や半島などの条件不利地域においては、地理的制約が大きく、全国平均を上回る人口減少や高齢化が既に進行。

人口減少率は最大で8%、高齢者比率の平均も3割前後に達している状況。

	離島	奄美	半島	全国平均
人口減少率	▲8.1%	▲4.4%	▲3.7%	+0.7%
高齢者比率	33.0%	27.7%	27.5%	20.1%

※人口減少率はH12～H17間、高齢者比率はH17の数値

2. 地域の自立・活性化のための課題

- ・離島や半島などの自然や特産物を活かして、地域に人を呼び込み、雇用を生む産業を育成することが必要不可欠

3. 税制改正要望の内容

- ・離島や半島などの自然や特産物を活かした産業育成のための特別償却措置

■所得税、法人税(機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100)

対象業種	半島	離島	奄美	小笠原
製造業	○	○	○	—
旅館業	◇	◇	◇	◎
農林水産物等販売業	◎	○	○	◎
情報サービス業等	◎	◎	○	—

○:延長(2年)
◇:適用地域の拡大
◎:新設・追加